

○会津美里町小規模修繕等契約希望者登録要綱

平成18年7月20日告示第33号

改正

平成27年10月6日告示第113号

平成28年3月1日告示第25号

令和元年12月9日告示第51号

会津美里町小規模修繕等契約希望者登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町が発注する小規模で簡易な修繕等契約について、町内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

（登録事業者）

第2条 小規模修繕等契約の事業者として登録ができる者は、会津美里町内に主たる事業所を置く個人及び法人とする。

（登録条件）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、小規模修繕事業者の登録をすることができない。

- (1) 会津美里町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成17年会津美里町告示第25号。以下「入札資格審査要綱」という。）第5条第1項の規定による工事等請負資格業者名簿に記載されている者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (3) 登録を希望する業種の小規模修繕契約を履行するにあたり必要な資格、許認可等を有しない者
- (4) 納付すべき町税を完納していない者

（対象となる契約）

第4条 この要綱による登録は、特に法令で定める登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、施行実績や経営状況等について無審査であることを考慮し、選定の対象となる契約は、比較的簡易で履行の確保が容易であると認められる修繕の請負契約のうち、1件あたりの予定価格が50万円未満の契約とする。ただし、特殊事情がある場合はこの限りではない。

（登録の申請）

第5条 登録申請は、その都度告示する期間内に、小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 法人事業者の登録

- ア 商業登記簿謄本の写し
- イ 法人町民税等の納税証明書

(2) 個人事業者の登録

- ア 身分証明書
- イ 町民税等の納税証明書

2 前項各号に掲げるもののほか、町長は必要に応じて、登録しようとする事業者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 登録を希望する業種の資格証明書、許認可等の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 第1項に規定する登録申請はその年の途中でも随時行うことができ、この場合による登録は登録名簿に追加登録するものとする。

（登録名簿への登録等）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときには、その内容を審査し、第3条に規定する登録事業者として登録ができない者に該当する場合は、当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、第2条に規定する小規模修繕等登録事業者に該当すると認める時は、小規模修繕等契約希望者登録名簿（様式第2号。以下「登録名簿」という。）に記載する。

（登録業者の取扱い）

第7条 登録名簿は、全庁に公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に活用することにより見積参加機会の拡充を図るものとする。なお、業者選定にあたっては、入札資格審査要綱第5条第1項の規定による工事等請負資格業者名簿からの選定を妨げない。

（登録の有効期間）

第8条 登録名簿に記載された資格の有効期間は、登録をした年度の翌年度の4月1日から2年間とし、その後2年間ごとに新たに申請を行い登録するものとする。

2 追加登録の有効期間は、前項に規定する登録の残存期間とする。

（登録の抹消）

第9条 町長は、登録名簿に記載された登録事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認める時は、当該事業者を登録名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条各号に該当することとなったとき。
- (2) 入札資格審査要綱第5条第1項の規定による工事等請負資格業者名簿に登録されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

（登録事項の変更の届出）

第10条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を小規模修繕等契約希望者登録変更届（様式第3号）又は小規模修繕等契約希望者登録辞退届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 使用印鑑を変更したとき。
- (4) 希望業種を変更したとき。
- (5) 廃業等により営業できないとき。
- (6) 登録を辞退したいとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。
(施行後の最初の登録受付時期等)
- 2 第5条及び第8条の規定にかかわらず施行後の最初の登録受付時期は、平成18年9月1日から平成18年9月30日までとし、その登録有効期限は、平成18年10月1日から平成20年3月31日までとする。
附 則(平成27年10月6日告示第113号)
この要綱は、平成27年10月6日から施行する。
附 則(平成28年3月1日告示第25号)
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに会津美里町小規模修繕等契約希望者登録要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお従前の例による。
附 則(令和元年12月9日告示第51号)
この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

(表)

法人・個人

小規模修繕等契約希望者登録申請書

年 月 日

会津美里町長

会津美里町が発注する小規模修繕等契約について、次のとおり登録を申請します。

住所又は所在地	〒 一 会津美里町	
フリガナ		
商号又は名称		
フリガナ		使用印鑑
代表者職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

※使用印鑑は、見積書や契約書等に使用するものです。法人の場合は代表取締役印（登録印）を、個人事業者の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや、三文判は使用しないでください。

希望業種

番号	登録希望業種 (簡潔に記載のこと)	資格・許可を有する場合 その種類・名称等	経験年数
1			年
2			年
3			年

※「希望職種」については、得意な順に3業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するに当たって、法的な資格、許可等を必要とする場合はそれらを受けていなければ申請できません。

希望業種は、簡潔かつ具体的に記入してください。資格、許可等を有する方は、種類、名称等を記入し、その写しを添付してください。

また、現在までの登録希望業種の経験年数を記入してください。

(裏)

小規模修繕等の種類及びその内容の具体例

No	小規模修繕の種類	修繕内容(具体例)
1	大工	大工修繕、造作修繕等
2	左官	左官修繕・モルタル修繕、吹付け修繕、とき出し・洗い出し修繕等
3	屋根	屋根葺き(鋼板・瓦葺き等)修繕、雨樋修繕等
4	タイル・ブロック・石	タイル張り修繕、ブロック積み修繕、石材修繕等
5	ガラス・サッシ	ガラス加工取付、サッシ、網戸等
6	建具	ふすま、障子、木製建具関係等
7	塗装	塗装等
8	内装仕上	天井・壁・床仕上げ修繕、畳、カーテン、ブラインド等
9	板金	建築板金加工取付修繕等
10	電気	構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕等
11	管	給排水設備修繕、給湯設備修繕、空調設備修繕、ガス設備等
12	その他	内容を具体的に記入

小規模修繕等契約希望者登録変更届

年 月 日

会津美里町長

住所 会津美里町

商号又は名称

代表者職氏名

㊦

年 月 日付けをもって小規模修繕等契約希望者登録申請書を提出いたしましたが、下記のとおり登録内容の一部を変更したいので届け出ます。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2 変更理由

小規模修繕等契約希望者登録辞退届

年 月 日

会津美里町長

住所 会津美里町

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

年 月 日付けをもって小規模修繕契約希望者登録申請書を提出いたしましたが、登録を辞退いたしますので届け出ます。
